

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）
 ○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成17年3月28日平成17・03・22原院第1号）

現 行	改 正
<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される電気主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。</p> <p>イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、<u>電気主任技術者</u>として選任する者の意見を尊重すること。</p> <p>ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、<u>電気主任技術者</u>として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。</p> <p>ハ <u>電気主任技術者</u>として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。</p> <p>② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその従業員であって、選任する事業場に常時勤務する者。ただし、当該委託契約において、(1)①イからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。</p> <p>(2) (1)②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が<u>電気主任技術者</u>の選任を行うことを認める。また、(1)</p>	<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第3項ただし書の承認において、この内規4.に従って兼任を承認される場合は、<u>いずれかの事業場に常時勤務する者。</u>）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。</p> <p>イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、<u>主任技術者</u>として選任する者の意見を尊重すること。</p> <p>ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、<u>主任技術者</u>として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。</p> <p>ハ <u>主任技術者</u>として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。</p> <p>② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第3項ただし書の承認において、この内規4.に従って兼任を承認される場合は、<u>いずれかの事業場に常時勤務者。</u>）。ただし、当該委託契約において、(1)①イからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。</p> <p>(2) (1)②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が<u>主任技術者</u>の選任を行うことを認める。また、(1)の規</p>

の規定は、電気主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、(1)中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書の承認についても、同様とする。

2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① (略)

② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

(新設)

定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、(1)中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書の承認についても、同様とする。

2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① (略)

② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 出力200キロワット未満、圧力1,000キロパスカル未満、かつ、当該ボイラーの最大蒸発量(ボイラーを2個以上設置する場合はその蒸発量の和)が4トン毎時未満(発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを用いる場合に限る。)の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が200キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設を卒業した者であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者

(ハ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第2号イの1級海技士(機関)、同号ロの2級海技士(機関)又は同号ハの3級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者

(ニ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者

(ホ) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働

イ 出力5,000キロワット未満かつ圧力1,470キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が5,000キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) (略)

(ロ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第5条第1項第2号イの1級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者

(ハ) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第97条第1号の特級ボイラー技士免許又は同条第2号の1級ボイラー技士免許を受けている者

(ニ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ホ) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士(機械部門に限る。)の2次試験に

省令第33号)第97条第1号の特級ボイラー技士免許、同条第2号の1級ボイラー技士免許又は同条第3号の2級ボイラー技士免許を受けている者

(ヘ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ト) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士(機械部門に限る。)の2次試験に合格した者

ロ 出力5,000キロワット未満かつ圧力1,470キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が5,000キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) (略)

(ロ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号イの1級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者

(ハ) ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1号の特級ボイラー技士免許又は同条第2号の1級ボイラー技士免許を受けている者

(ニ) エネルギーの使用の合理化に関する法律第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ホ) 技術士法第2条第1項の技術士(機械部門に限る。)の2次試験に合格した者

合格した者
(新設)

(新設)

(へ) (イ) から (ホ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ロ 圧力2, 940キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場(イに規定するものを除く。)に係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) (略)

(ロ) イに掲げる者であって、圧力1, 470キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

ハ 圧力5, 880キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

(イ) (略)

(ロ) ロに掲げる者であって圧力2, 450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

ニ 圧力5, 880キロパスカル以上の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、ハに掲げる者であって、圧力2, 450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

3. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 規則第53条第2項第5号の「事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任が委託契約に定められていること」は、

(へ) イ(ロ)に掲げる者であって、出力200キロワット以上かつ圧力1, 000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(ト) イ(ハ)(2級海技士(機関)又は3級海技士(機関)としての海技士の免許を受けた者に限る。)又は(ホ)(2級ボイラー技士免許を受けている者に限る。)

に掲げる者であって、出力200キロワット以上かつ圧力1, 000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(チ) (イ) から (ト) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ハ 圧力2, 940キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) (略)

(ロ) ロに掲げる者((へ)及び(ト)に掲げる者を除く。)であって、圧力1, 470キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

ニ 圧力5, 880キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

(イ) (略)

(ロ) ハに掲げる者であって圧力2, 450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

ホ 圧力5, 880キロパスカル以上の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、ニに掲げる者であって、圧力2, 450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

3. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 規則第53条第2項第5号の「事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任が委託契約に定められていること」は、

次の①から⑥までに掲げる事項を委託契約書等から確認できることとする。

①・② (略)

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ (略)

ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ) (略)

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。

(ハ) (略)

④～⑥ (略)

(5)～(7) (略)

(新設)

4. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) (略)

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

(新設)

①・② (略)

(新設)

(3) ボイラー・タービン主任技術者(規則第52条第1項の表5号の事業場に選任されるものに限る。)に係る規則第52条ただし書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に適合

次の①から⑥までに掲げる事項を委託契約書等から確認できることとする。

①・② (略)

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ (略)

ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ) (略)

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

(ハ) (略)

④～⑥ (略)

(5)～(7) (略)

(8) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分(その住居部分が電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が電気事業法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。)の点検は、(4)の②及び③にかかわらず、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」(平成15・12・19原院第12号)によることができる。

4. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) (略)

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

① 兼任させようとする者が兼任する水力発電所が次のいずれかに該当すること。

イ 既に選任されている水力発電所と同一の設置者が設置した水力発電所

ロ 既に選任されている水力発電所の設置者の親会社又は子会社が設置した水力発電所

ハ 既に選任されている水力発電所の設置者の親会社の子会社が設置した水力発電所

②・③ (略)

④ 兼任させようとする者が兼任する水力発電所には、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な連絡体制が整備されていること。

(3) ボイラー・タービン主任技術者(規則第52条第1項の表5号の事業場に選任されるものに限る。)に係る規則第52条ただし書の承認は、その申請が次の①から⑤に掲げる要件に適合

する場合に行うものとする。
(新設)

①・② (略)

③ 兼任させようとする事業場は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場から30分以内に到達できるところにあること。ただし、申請に係る者が兼任する事業場の発電設備が休止中(事業場内の全ての発電設備が運転を停止し、かつ、事業場内に発電のための燃料が残されていない状態をいう。④において同じ。)であって、運転再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、2時間以内に到達できるのであればよいものとする。

④ (略)

場合に行うものとする。

① 兼任させようとする者が兼任する事業場が次のいずれかに該当すること。

イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者の事業場

ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者同一の親会社の子会社である者の事業場

②・③ (略)

④ 兼任させようとする事業場は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場から30分以内に到達できるところにあること。ただし、申請に係る者が兼任する事業場の発電設備が休止中(事業場内の全ての発電設備が運転を停止し、かつ、事業場内に発電のための燃料が残されていない状態をいう。⑤において同じ。)であって、運転再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、2時間以内に到達できるのであればよいものとする

⑤ (略)